

# 福岡県高等学校体育連盟規約

## 第1章 名 称

第1条 この連盟は、福岡県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は高等学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催ならびに派遣
- (2) 運動競技の指導奨励
- (3) 体育の振興に関する調査研究
- (4) 体育関係諸団体及び関係機関との連携
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章 組 織

第4条 本連盟は、第2章の目的及び事業に賛同する県内高等学校（高等部を置く特別支援学校を含む。以下「加盟校」という。）をもって組織する。

2 本連盟は、財団法人全国高等学校体育連盟、九州高等学校体育連盟及び財団法人福岡県体育協会に加盟する。

第5条 本連盟に定時制通信制部（以下「定通部」という。）を置く。

2 定通部の組織及び運営に関する事項は、定通部で定める。

第6条 本連盟に専門部を置く。

2 専門部は、次に掲げる種目別の専門部及び準専門部とする。

専門部 陸上競技（駅伝）、水泳、体操、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ラグビー、ハンドボール、柔道、剣道、相撲、弓道、卓球、テニス、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、登山、レスリング、ウエイトリフティング、ボクシング、フェンシング、空手道、ヨット、なぎなた、アーチェリー、野外活動、研究

準専門部 自転車、ボート、カヌー、少林寺拳法

3 専門部に関する細則は、別に理事会で定める。

第7条 本連盟の運営にあたり、次の地域に区分する。

北部ブロック 北九州市・行橋市・中間市・豊前市・遠賀郡・京都郡・築上郡

中部ブロック 福岡市・春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・宗像市・古賀市・福津市・糸島市・糟屋郡・筑紫郡

南部ブロック 久留米市・大牟田市・大川市・柳川市・朝倉市・筑後市・八女市・小郡市・うきは市・みやま市・八女郡・朝倉郡・三潞郡・三井郡

筑豊ブロック 飯塚市・田川市・直方市・嘉麻市・宮若市・嘉穂郡・田川郡・鞍手郡

## 第4章 役員

第8条 本連盟に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	6名
理事長	1名	副理事長	3名
理事	若干名	監事	4名
専門部長	各専門部1名	専門委員長	各専門部1名
専門委員	各専門部若干名	評議員	各加盟校1名

2 前項に掲げる役員のほか、顧問・参与若干名をおくことができる。

第9条 会長は、校長の職にある者の中から理事会で推挙し、評議員会で承認する。

2 会長は、本連盟を代表し会務を総括する。

第10条 副会長は、校長の職のある者の中から理事会で推挙し、評議員会で承認する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事は、理事会で推挙し評議員会で承認し、本連盟の会務を審議し執行する。

2 理事の定数及び選出母体については、別に定める。

第12条 理事長及び次期理事長は、理事会で推挙し、評議員会で承認する。

2 理事長は、理事会及び評議員会の決定に従い会務を執行する。

3 次期理事長及び副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 監事は、理事会で推挙し、評議員会で承認する。

2 監事は、本連盟の会計を監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第14条 専門部長は、各専門部において推挙し、会長がこれを委嘱する。

2 専門部長は、専門部を代表し、理事会及び評議員会の決定に従い会務を総括する。

第15条 専門委員は、各専門部において選出し、会長がこれを委嘱する。

2 専門委員長は、専門委員の中から互選する。

3 専門委員は、当該専門部の運営にあたる。

第16条 評議員は、校長又は校長が指定する者をもってあてる。

2 評議員は、評議員会に出席して、本連盟の重要事項を審議する。

第17条 役員任期は3か年とし、再任を妨げない。任期満了の場合は、後任者決定までその職務を行う。

2 役員が任期中に交代した場合、補充役員任期は前任役員残任期間とする。

第18条 顧問・参与は、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

2 顧問・参与は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 尚、顧問・参与については70歳までとする。

## 第5章 会議

第19条 本連盟の会議は、評議員会、理事会及び専門委員会とする。

2 会長は、必要と認めた場合は前項に掲げる会議以外の会議を開催することができる。

3 会議は、会長が招集し主宰する。

第 20 条 評議員会は、評議員をもって構成し毎年 1 回以上開催する。その他会長が必要と認めた場合または評議員の 4 分の 1 以上の要求があったときは、臨時に開催することができる。

2 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員の選出並びに承認
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第 21 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 評議員会に提出する事項
- (2) 評議員会の委託事項
- (3) 役員の推挙及び選出に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第 22 条 専門委員会は、専門委員で構成し、次の事項の審議・運営にあたる。

- (1) 当該種目の競技会実施に関する事項
- (2) その他必要事項

第 23 条 会議はすべて構成人員の 2 分の 1 以上で成立する。評議員会における委任状は、これを認める。

第 24 条 会議における議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決定によるものとする。

第 25 条 会長が緊急を要する事項で会議を招集する余裕がないときは、これを専決することができる。

ただし、専決事項は次の理事会で報告し、承認を得なければならない。

## 第 6 章 会 計

第 26 条 本連盟の経費は、加盟校負担金、県大会参加負担金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 加盟負担金の金額は、生徒 1 人あたり年額 750 円とする。

3 県大会参加負担金の金額は、団体 1 チーム 5,000 円、個人 1 人 500 円とする。

第 27 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 28 条 本連盟の予算及び決算は、毎年評議員会の承認を得なければならない。

2 会計は、年 2 回の監査を受けなければならない。

## 第 7 章 各種委員会

第 29 条 本連盟は、事業の円滑を期するため必要があるときは、理事会の承認を得て、各種委員会を設けることができる。

2 委員会の名称、目的、委員の定数その他必要な事項は理事会で定める。

## 第8章 規約の改廃

第30条 本連盟の規約の改廃は、評議員会において出席者の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

## 第9章 事務局

第31条 本連盟に事務局を置く。

2 事務局の所在地は、福岡県立スポーツ科学情報センター内とする。

第32条 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に理事会で定める。

## 第10章 附 則

第33条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の承認を経て、別に定めることができる。

第34条 この規約は、昭和23年4月1日から施行する。

昭和54年3月8日改正

昭和55年5月8日改正

昭和56年5月9日改正

昭和56年11月19日改正

昭和60年5月16日改正

昭和61年5月9日改正

平成5年5月11日改正

平成7年5月11日改正

平成13年5月8日改正

平成16年5月11日改正

平成17年3月3日改正

平成18年5月12日改正

平成19年4月26日改正

平成22年5月6日改正